

平成30年度 大阪市立大学 教員免許状更新講習 テキスト

選択必修講習

8月10日(金)

03 道德教育

全学共通教育棟
3階
83K教室

時間	項目・担当者
9:00~9:10	オリエンテーション
1時限： 9:10~10:30	道德教育と「道德」(P.1~P.20) 担当：土屋 貴志 文学研究科 准教授 人権問題研究センター 兼任研究員
2時限： 10:45~12:05	「道德」と人権教育(P.21~P.27) 担当：土屋 貴志 文学研究科 准教授 人権問題研究センター 兼任研究員
12:05~13:05	昼食・休憩
3時限～ 13:05~17:00 ※適宜休憩を取りま す	「道德」授業案の検討(P.28~P.39) 担当：土屋 貴志 文学研究科 准教授 人権問題研究センター 兼任研究員
17:00~17:20	アンケート・評価書記入

講習名

道徳教育 ～道徳教育と「道徳」～

開講日

平成 30 年 8 月 10 日(金) 1 限目

担当者名

土屋 貴志

■概要

道徳教育とは何でしょうか。「特別の教科・道徳」とは何でしょうか。日本国公認学校道徳教育は、どのように、なぜ、「特別の教科・道徳」になったのでしょうか。

道徳教育の概念と、日本国公認学校道徳教育の内容および歴史を確認します。

■参考文献、参考資料など

文部科学省「道徳教育」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/index.htm

勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史～修身科から「道徳」へ』玉川大学出版部、1984年

松本美奈・貝塚茂樹・西野真由美・合田哲雄『特別の教科 道徳 Q&A』ミネルヴァ書房、2016年

土屋貴志「倫理学概論の講義ノート」

http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/user/tsuchiya/class/ethics_outline/outline-eth-sylbs.html

■留意点

授業はこのテキストに関する質疑応答を中心に行います。テキストの内容を改めて講義することはありません。

事前にこのテキストをよく読み、わかりにくい箇所や疑問に思う箇所にしるしを付け、質問をメモして、授業中に発表できるようにしてきてください。

とくに、道徳教育とは何か、「特別の教科・道徳」だけが学校における道徳教育なのか、という点について、よく考えてきて下さい。

■講習内容

1. 道徳教育とはなにか

本来の意味では、「道徳」とは、「規範」の一種です。

規範とは「～するのはよい」「～するのはわるい」「～すべき」「～すべきでない」「～しなければならない」「～しなくてもよい」というような文で表されることがらのことです。「道徳」や「倫理」のほか、規範は「法」「規則」「ルール」「掟」「戒め」「慣習」「金言」なども含みます。

* 規範についての哲学である倫理学（道徳哲学）においては、「道徳」と「倫理」はほとんど区別せず、同じような意味で用います。

規範は、「～である」「～となる」というような文で表されることがら（「事実」）

とは異なります。

本来の意味での「道德教育」とは、規範について教えること全般（規範教育）、すなわち「～するのはよい」「～するのはわるい」「～すべき」「～すべきでない」「～しなければならない」「～しなくてもよい」というようなことについて教えることすべてを指します。

本来の意味での道德教育は、学校だけで行われるものではありません。家庭・地域・企業・交通機関・商業施設・娯楽施設など、社会のあらゆる場所と場面で行われているし、誰もが行っていきます。法、倫理、文化、習俗、マナーなどについての教育はすべて、本来の意味での道德教育に属するからです。人権教育も、「～するのはよい」「～するのはわるい」「～すべき」「～すべきでない」ということを教える点においては、本来の意味での道德教育に含まれます。学校での道德教育（学校道德教育）は、本来の意味での道德教育の一部分にすぎません。

道德教育は、誰でもどこでも日常的に行っているし、行ってしまっています。道德教育をしないことはできません。ですから、「道德は教えるべきでない」という主張をするのは不可能です。また、「道德は教えられない」という主張は欺瞞です。

倫理学（道德哲学）的には、「道德を教える」とは、《道德について考える》ことを教えることです。その目的は、何をすべき（するのがよい/わるい、しなければならない/しなくてもよい、等）なのかということ、「なぜそうすべきなのか」という理由とともに理解し、それを説明できるようになることにあります。

そうすべき理由を理解せずに行うのは、自分で判断しその行為を選択して行うことではありません。それはただ、他の人に指示されたり命じられたりしたことを、そのとおり機械的に行うことにすぎません。それは、厳密な意味では「自分が行うこと」ですらありません。

「なぜそうすべきなのか」という理由を説明せずに「そうすべきだ」と他の人に指示したり命じたりするのは、その規範にただ従わせようとするだけです。それは、道德を「教え込む」ことかもしれませんが、「道德を教える」ことではありません。理由もなしにただ言われたとおりに動く「操り人形」のような人を育てることにしかならないからです。それは単なる「調教」であり、「教育」の名には値しません。

「なぜそうすべきなのか」という理由は、たいていの場合、さらに「なぜそれが理由になるのか」を問うことができます。そのようにして「理由の理由」を問い、考えていくと、さまざまな規範を広く理由づけることのできる「究極の理由」が見つかるかもしれません。それは、それさえ念頭に置いておけば「す

べき」「正しい」「よい」ことを見極められる、シンプルな基準となるでしょう。倫理学（道徳哲学）が取り組んできた主要課題の一つは、そのような「究極の理由（原理）」を見出すことでした。

この「究極の理由（原理）」は、日常用語でいえば、行為や生き方の「すじ」に近いかもしれませんが。だとすると、道徳教育の目的は、道徳について考えさせることを通して、行為や生き方の「すじ」を見つけ、身につけて、それを説明できる人間を育てることにある、と表現できます。

行為や生き方の「すじ」を見つけ、自分のものとして身につけることは、さまざまな「事例」について考えることを通して達成されます。

「事例」は、実際に生活や人生における出来事として直接的に体験することもあれば、教科書や副読本に掲載された「読み物資料」（物語）、新聞記事やニュース・ドキュメンタリー等のマスメディア報道、小説やノンフィクションなどを通して、間接的に経験することもあります。

また、経験した「事例」について他の人々と話し合うことで、より効果的に行為や生き方の「すじ」を見つけ、身につけ、説明することができるようになります。その意味で、現在の学習指導要領が「考える道徳」「議論する道徳」への転換を図っているのは望ましいことです。

2. 「特別の教科・道徳」とはなにか～日本国公認学校道徳教育

しかしながら、学習指導要領等に示される「道徳教育」は、「日本国公認の学校道徳教育」にすぎません。

本来の道徳教育の目的は「人」を育てることにありますが、日本国公認学校道徳教育の目的は「国民の育成」にあります。「道徳教育」および「特別の教科・道徳」に限らず、現在日本国が公認する学校教育全体の目的が「国民の育成」に限定されていることには、十分に注意しておく必要があります。

* 以下、引用部分は明朝体で示します。また、引用文につけた下線は注記のない限り土屋によるものです

教育基本法（2006[平成 18]年改正）

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第五条（義務教育）

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

学校における道徳教育に関しては、以下のような立場がありえます。

1. 「学校で道徳は教えるべきでない」
2. 「学校で道徳は教えるべきだ」
 - 2-1. 「特定の時間だけで教えるべきだ」
 - 2-2. 「学校の教育活動全体で教えるべきだ」
 - 2-2-1. 「学校の教育活動全体だけで教えるべきだ」（全面主義）
 - 2-2-2. 「学校の教育活動全体で教えるが、特別な時間も設けるべきだ」（特設主義）
 - 2-2-2-1. 特設の時間を教科とはしない（教科書・評価なし）
 - 2-2-2-2. 特設の時間を教科にする（教科書・評価あり）

このうち、現在、日本国公認の学校道徳教育は、最後の 2-2-2-2 の立場をとっています。

しかしながら、日本国が公認する小学校と中学校において、「道徳」は「教科」の一つなのではなく、「教育課程」を構成するものです。「道徳」が「特別の教科」と呼ばれるのはそのためです。

学校教育法施行規則（2017[平成 29]年 3 月改正）

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

第五章 中学校

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

日本国は、幼稚園から高校まで、道徳教育を行うよう定めています。

幼稚園では「道徳性・規範意識の芽生え」を育成することが求められます。

幼稚園教育要領（2017[平成 29]年 3 月告示、2018 年度施行）

第 1 章 総則 第 1 幼稚園教育の基本

第 2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
3（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」）

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

日本国は「学習指導要領」で、小学校と中学校と高等学校において「道徳教

育」を「学校の教育活動全体」を通じて行うものと定めています。さらに、小学校と中学校では「特別の教科・道徳」を設け、全学校教育活動で行う道徳教育の「要」としています。

高等学校学習指導要領（2009[平成 21]年 3 月）

第 1 章 総則 第 1 款 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

高等学校では「倫理」が小中学校の「道徳」に相当すると思われるかもしれませんが、それは誤解です。「倫理」は教科「公民」に属する一つの「科目」であり、「教育課程」を構成するものでも、道徳教育の「要」でもありません。

*「高等学校学習指導要領」の平成30(2018)年3月改訂により「道徳教育の充実」として、高等学校でも「道徳教育推進教師」が各校で任命され、「倫理」と、「現代社会」に代わる公民科の必修新科目「公共」と、特別活動が、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」（文部科学省「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」平成30年3月30日）とされるようになりましたが、「倫理」の科目としての位置づけ自体は変わりません。

日本国公認学校道徳教育は、第 1 節で述べた「行為や生き方の《すじ》を見つけ、説明できるようにする」という本来の道徳教育とは、異なる方向をとっています。

日本国公認学校道徳教育は、「日本国民」として備えているべき「価値」（倫理的には「徳」「卓越性」）を「内容項目」（修身科においては「徳目」）として多数（現在、小学校低学年で 19、中学年で 20、高学年および中学校で 22）列挙し、それらを全て身につけさせるよう求めてきました。しかし、それらは「あれも、これも」と沢山ありすぎ、しかも横並びにされていて、どれが優先すべき重要度の高い「価値」なのかわかりにくくなっています。

小学校学習指導要領（2017[平成 29]年 3 月告示）

第 1 章 総則

第 1 小学校教育の基本と教育課程の役割

[中略]

2

[中略]

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的

な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

第2 教育課程の編成

[中略]

3 教育課程の取扱いに関する共通的事項

(1) 内容等の取扱い

[中略]

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

[中略]

カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

[中略]

第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること。善悪を判断し、してはならないことをしないこと。社会生活上のきまりを守ること。

(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと。身近な人々と協力し助け合うこと。集団や社会のきまりを守ること。

(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、

それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

第3章 特別の教科 道德

第1 目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要である道德科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

〔善悪の判断，自律，自由と責任〕

〔第1学年及び第2学年〕

よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

〔正直，誠実〕

〔第1学年及び第2学年〕

うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。

〔第3学年及び第4学年〕

過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誠実に、明るい心で生活すること。

〔節度，節制〕

〔第1学年及び第2学年〕

健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

〔第5学年及び第6学年〕

安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。

〔個性の伸長〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分の特徴に気付くこと。

〔第3学年及び第4学年〕

自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。

〔希望と勇気，努力と強い意志〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。

〔第5学年及び第6学年〕

より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。

〔真理の探究〕

〔第5学年及び第6学年〕

真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。

B 主として人との関わりに関すること

〔親切，思いやり〕

〔第1学年及び第2学年〕

身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

相手のことを思いやり、進んで親切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。

〔感謝〕

〔第1学年及び第2学年〕

家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

〔第3学年及び第4学年〕

家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

〔礼儀〕

〔第1学年及び第2学年〕

気持ちのよい挨拶，言葉遣い，動作などに心掛けて，明るく接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

礼儀の大切さを知り，誰に対しても真心をもって接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

時と場をわきまえて，礼儀正しく真心をもって接すること。

〔友情，信頼〕

〔第1学年及び第2学年〕

友達と仲よくし，助け合うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。

〔相互理解，寛容〕

〔第3学年及び第4学年〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

〔規則の尊重〕

〔第1学年及び第2学年〕

約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

〔第5学年及び第6学年〕

法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

〔公正，公平，社会正義〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分の好き嫌いにとらわれなくて接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。

〔勤労，公共の精神〕

〔第1学年及び第2学年〕

働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。

〔第3学年及び第4学年〕

働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。

〔第5学年及び第6学年〕

働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。

〔家族愛，家庭生活の充実〕

〔第1学年及び第2学年〕

父母，祖父母を敬愛し，進んで家の手伝いなどをして，家族の役に立つこと。

〔第3学年及び第4学年〕

父母，祖父母を敬愛し，家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。

〔第5学年及び第6学年〕

父母，祖父母を敬愛し，家族の幸せを求めて，進んで役に立つことをすること。

[よりよい学校生活，集団生活の充実]

〔第1学年及び第2学年〕

先生や学校の人々を敬愛し，学校の人々に親しんで，学級や学校の生活を楽しくすること。

〔第3学年及び第4学年〕

先生や学校の人々を敬愛し，みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。

〔第5学年及び第6学年〕

先生や学校の人々を敬愛し，みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに，様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。

[伝統と文化の尊重，国や郷土を愛する態度]

〔第1学年及び第2学年〕

我が国や郷土の文化と生活に親しみ，愛着をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし，国や郷土を愛する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし，先人の努力を知り，国や郷土を愛する心をもつこと。

[国際理解，国際親善]

〔第1学年及び第2学年〕

他国の人々や文化に親しむこと。

〔第3学年及び第4学年〕

他国の人々や文化に親しみ，関心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

他国の人々や文化について理解し，日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。

D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ]

〔第1学年及び第2学年〕

生きることのすばらしさを知り，生命を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

生命の尊さを知り，生命あるものを大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

生命が多く，生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し，生命を尊重すること。

[自然愛護]

〔第1学年及び第2学年〕

身近な自然に親しみ，動植物に優しい心で接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

自然のすばらしさや不思議さを感じ取り，自然や動植物を大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自然の偉大さを知り，自然環境を大切にすること。

[感動，畏敬の念]

〔第1学年及び第2学年〕

美しいものに触れ，すがすがしい心をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

〔よりよく生きる喜び〕

〔第5学年及び第6学年〕

よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

〔中略〕

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

中学校学習指導要領（2017〔平成29〕年3月告示）

第1章 総則

第1 中学校教育の基本と教育課程の役割

〔中略〕

2

〔中略〕

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

〔以下略〕

第3章 特別の教科 道徳

第1 目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

[自主，自律，自由と責任]

自律の精神を重んじ，自主的に考え，判断し，誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

[節度，節制]

望ましい生活習慣を身に付け，心身の健康の増進を図り，節度を守り節制に心掛け，安全で調和のある生活をする事。

[向上心，個性の伸長]

自己を見つめ，自己の向上を図るとともに，個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。

[希望と勇気，克己と強い意志]

より高い目標を設定し，その達成を目指し，希望と勇気をもち，困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる事。

[真理の探究，創造]

真実を大切にし，真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。

B 主として人との関わりに関すること

[思いやり，感謝]

思いやりの心をもって人と接するとともに，家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し，進んでそれに応え，人間愛の精神を深めること。

[礼儀]

礼儀の意義を理解し，時と場に応じた適切な言動をとること

[友情，信頼]

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち，互いに励まし合い，高め合うとともに，異性についての理解を深め，悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。

[相互理解，寛容]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに，それぞれの個性や立場を尊重し，いろいろなものの見方や考え方があることを理解し，寛容の心をもって謙虚に他に学び，自らを高めていくこと。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[遵法精神，公德心]

法やまじりの意義を理解し，それらを進んで守るとともに，そのよりよい在り方について考え，自他の権利を大切にし，義務を果たして，規律ある安定した社会の実現に努めること。

[公正，公平，社会正義]

正義と公正さを重んじ，誰に対しても公平に接し，差別や偏見のない社会の実現に努めること。

[社会参画，公共の精神]

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め，公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

[勤労]

勤労の尊さや意義を理解し，将来の生き方について考えを深め，勤労を通じて社会に貢献すること。

[家族愛，家庭生活の充実]

父母，祖父母を敬愛し，家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

[よりよい学校生活，集団生活の充実]

教師や学校の人々を敬愛し，学級や学校の一員としての自覚をもち，協力し合ってよりよい校風をつくとともに，様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。

〔郷土の伝統と文化の尊重，郷土を愛する態度〕

郷土の伝統と文化を大切にし，社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め，地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し，進んで郷土の発展に努めること。

〔我が国の伝統と文化の尊重，国を愛する態度〕

優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに，日本人としての自覚をもって国を愛し，国家及び社会の形成者として，その発展に努めること。

〔国際理解，国際貢献〕

世界の中の日本人としての自覚をもち，他国を尊重し，国際的視野に立って，世界の平和と人類の発展に寄与すること。

D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること

〔生命の尊さ〕

生命の尊さについて，その連続性や有限性なども含めて理解し，かけがえのない生命を尊重すること。

〔自然愛護〕

自然の崇高さを知り，自然環境を大切にすることの意義を理解し，進んで自然の愛護に努めること。

〔感動，畏敬の念〕

美しいものや気高いものに感動する心をもち，人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

〔よりよく生きる喜び〕

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し，人間として生きることの喜びを見いだすこと。

ところで、「学習指導要領」第1章に記されている、日本国公認学校道徳教育が「養う」ことを目標とする「道徳性」とは何でしょうか？

道徳性は、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的価値が一人一人の内面において統合されたものと言える。

(『小学校学習指導要領解説・総則編』2017[平成29]年7月、p.27)

しかし、この文章は「道徳性」を説明するのに「道徳的行為」「道徳的価値」という言葉を用いており、「道徳的」とはどのようなことなのかについて全く説明していません。「道徳性」とは「人間らしいよさ」でもあるということはおわかりますが、「人間らしいよさ」とはどのようなことなのかについての説明はありません。

では、「道徳的価値」とはどのようなことでしょうか？

道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。学校教育においては、これらのうち発達の段階を考慮して、児童一人一人が道徳的価値観を形成する上で必要なものを内容項目として取り上げている。

(『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017[平成29]年7月、p.17)。

しかし、「よりよく生きる」とはどういうことでしょうか？「人間としての在り方や生き方の礎」とは、どういうものでしょうか？説明はありません。にもかかわらず、次の文では「道徳的価値観」と、再び「道徳的」が繰り返されています。

それでは、「学習指導要領」第3章「第1 目標」で「特別の教科・道徳」の育成目標とされている「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」とは、どういうものでしょうか？

道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。

道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるとも言える。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。

道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構えとすることができる。

(『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017[平成29]年7月、p.20)

ここでも「善」「人間として」「よりよい」「価値がある」「道徳的」という言葉が多用されていますが、それらがどういうことを指すのかは、全く説明されていません。「善」「価値」とは「よいこと」であり、「人間らしい」とは「人間としてよい」ということですから、この文章も同じような言葉の羅列で埋め尽くされています。

このように、現在の日本国公認学校教育における「道徳教育」「道徳」の目標は、その意味内容が不明確なままにされています。

3. 日本国公認学校道徳教育の歴史

明治時代以降の日本の公認学校教育は、道徳教育に限らず、「日本」という「民族国家」を立ち上げ「日本国民」を育てることを目的としています。1945年までの「修身科」と、2018年以降の「特別の教科・道徳」は、学校道徳教育において中心的な位置を占めています。

以下、日本国公認学校道徳教育の略年表を掲げておきます。

明治4(1871)年 文部省設置

明治5(1872)年 「学制」公布 ①学区制 ②小学・中学・大学の三等級 ③父兄は子弟を小学校に就学させること ④試験進級制 ⑤学費国民負担

「修身科」の設置(他の諸教科と並ぶ一教科として)

特色 ①「修身口授(ギョウギノサトシ)」

②下等小学の第8～5級（1・2年）のみ

③欧米の道徳書・法律書の翻訳がテキスト 例)『民家童蒙解』『童蒙教草』

* 欧米思想（個人主義、功利主義）の影響が強い

* 具体的な生活上の行儀・規律 例)『小学生徒心得』（明治6年）

→学制への不満 ①費用負担 ②西洋風の教育内容 ③教員不足 ④労働力としての児童

明治12(1879)年 「教育令」公布（いわゆる「自由教育令」）

①修学期間8年だが16か月（小学校4年、年間4か月）以上でよい

②学校以外でも就学とみなす など

→放任主義との誤解→明治13年12月廃止

「教学聖旨」（儒学者元田永孚起草）⇔伊藤博文との間に論争

・前半「教学大旨」：維新以来の西洋寄り教育政策を批判・儒学中心主義

「祖宗ノ訓典ニ基ヅキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、……」

・後半「小学条目二件」

①仁義忠孝を絵画などを用いて「其幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覚セシメ」

②「農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ」、高尚な空論ではなく、実地的な知識を教える

明治13(1880)年 改正教育令

①修身が各学科の筆頭に ②農・商業・職工学校設置 ③「但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ズ」（第37条但書）

…背景に自由民権運動

・文部省編輯局設置（西村茂樹局長）…小学校・中学校の教科書編集

・小学校・中学校・師範学校の教科書適格調査→「不適切」な教科書の使用禁止（政治や民権に関する著書や翻訳書）

明治14(1881)年

・5月、教科書を開申制（予め使用教科書を府県庁に届け出る）に

「小学校教則綱領」小学校は初等科3年、中等科3年、高等科2年の計8年に

全学年に修身科（授業時数は学制の7倍）、「作法」を含む

「小学校教員心得」…「道徳ノ教育ニカヲ用ヒ」て、忠君愛国などを重視

明治15(1882)年 「小学修身書編纂方大意」…修身科の教科書の編纂基準と教授法を指示

儒教の忠孝を中心に万世一系の天皇と皇国を尊愛させる

『幼学綱要』7巻（元田永孚編纂、宮内省刊）…準勅撰の教師用書

☆22年ころにかけて「徳育論争」が盛んになる

明治16(1883)年 『小学修身書 初等科之部』6冊、『小学作法書』3冊（文部省刊）

和漢書からの引用だけになる＝和漢道徳重視

・教科書認可制（教科書の選用に府県庁の認可が必要）へ

明治17(1884)年 『小学修身書 中等科之部』6冊（文部省刊）

明治19(1886)年 「小学校令」「小学校ノ学科及其程度」

←初代文部大臣森有礼(18年内閣制度)

尋常科4年、高等科4年の8年（尋常科就学が義務）／「体操」が必須になる

・修身科は教科書を用いない（他の学科は検定制）

[明治22(1889)年 大日本帝国憲法発布]

明治 23(1890)年 教育勅語（「教育ニ関スル勅語」）発布

首相は山県有朋、文相芳川顕正・法制局長官井上毅・枢密顧問官元田永孚が起草
謄本を全国の学校に配り、奉体のしかたが法的に定められる

公認の注解書：井上哲次郎『勅語衍義』（明治 24 年）

☆内村鑑三らキリスト者の批判→明治 24 年「不敬事件」

「小学校令」改正…道徳重視

明治 24(1891)年 「小学校教則大綱」公布…修身科が教育勅語の旨趣に基づくよう定める

・修身の教科書使用を指示→検定基準（しかし 26 年には使用義務を緩和）

☆明治 20 年代～30 年代：ヘルバルト主義教育の流行

オリジナルは「明瞭-連合-系統-方法」の 4 段階。修身では「予備-提示-比較-総括-応用」の
5 段階へと展開（東京高等師範付属単級小学校『修身教授の実際』）。教材は人物の伝記が中
心。教科書の国定化により衰退

[明治 27-28(1894-95)年 日清戦争 →明治 32(1899)年 治外法権撤廃]

明治 33(1900)年 小学校令改正

「小学校施行規則」…尋常科 4 年に徹底

明治 36(1903)年 小学校令改正＝教科書国定化（←35 年「教科書事件」）

第一期国定教科書

明治 40(1907)年 小学校令改正…尋常小学校 6 年、高等小学校 2 年または 3 年（翌年施行）

明治 42-44(1908-10)年 教科書改訂＝第二期国定教科書（修身は 43 年から順次変更）

[大正 3-8(1914-19)年 第一次世界大戦 →大正デモクラシー]

大正 6(1917)年 内閣に臨時教育会議設置…臣民教育を強調、過度の欧米模倣を警告

大正 7(1918)年～ 第三期国定教科書

☆「新教育運動」「自由教育」の動き…徳目主義を否定、「生活修身」の提唱

[大正 12(1923)年 関東大震災]

[大正 14(1925)年 治安維持法]

[昭和 6(1931)年 満州事変]

昭和 9-14(1934-39)年 第四期国定教科書

昭和 12(1937)年 文部省『国体の本義』…国体明徴を掲げる [同年、盧溝橋事件]

昭和 12-17(1937-42)年 教育審議会設置（首相直属の機関）…教育の刷新を図る

昭和 13(1938)年 教育審議会答申「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」

昭和 16(1941)年 国民学校令…初等科 6 年、高等科 2 年

「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」（第 1 条）

修身科は国語・国史・地理とともに国民科に統合される

昭和 16 年～ 第五期国定教科書

昭和 20(1945)年 5 月 戦時教育令

[昭和 20(1945)年 8 月 15 日 ポツダム宣言受諾＝敗戦]

昭和 20(1945)年 9 月 15 日 文部省「新日本建設ノ教育方針」

「益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシ
テ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ……」

10 月 22 日 GHQ「日本教育制度ニ対スル管理政策」

10 月 30 日 “ 「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」

12月31日 // 「修身、日本歴史及地理停止ニ関スル件」
(歴史と地理は21年より新教科書によって再開)

[昭和21(1946)年1月1日 天皇の「人間宣言」]

昭和21(1946)年3月 『第一次アメリカ教育使節団報告書』 6・3制、教育委員会制度、男女共学などを勧告

修身科は「非常に効果的であったので……不正な目的と結びついた」→民主主義倫理の必要性を説く

5月～22年2月 文部省『新教育方針』配布

8月 「教育刷新委員会」設置(首相の諮問機関)→中央教育審議会(中教審)

10月8日 文部省次官通牒「勅語及詔書等の取扱について」

式日などにおける奉読を停止、謄本を神格化しないように指示

[11月 日本国憲法発布]

昭和22(1947)年3月31日 教育基本法・学校教育法公布、即日施行…「社会科」新設

『学習指導要領』発表：全面主義(学校教育全体で道徳教育を行う)

昭和23(1948)年6月19日 衆議院「教育勅語等排除に関する決議」

// 参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」

6月25日 文部省次官通牒、教育勅語謄本の返還措置

昭和24(1949)年7月 教育課程審議会発足

[昭和25(1950)年6月 朝鮮戦争勃発]

昭和25(1950)年9月 『第二次アメリカ教育使節団報告書』…全面主義を強調

12月 天野貞祐文相、道徳教育振興を教育課程審議会に諮問

昭和26(1951)年1月 教課審答申

①道徳教育は学校全体の責任 ②「道徳」特設は不必要

4/5月 文部省『道徳教育のための手引書要綱』…教課審答申に沿って

7月 『学習指導要領 一般編』『小学校学習指導要領 社会科編』改訂

社会科は「道徳教育に関する特別な使命を負っている」

9月 天野貞祐文相『国民実践要領』提案…教育勅語の代替物として。内容は未公表

(内容公表は文相辞任後の昭28年3月、私人として)

[9月 サンフランシスコ講和条約]

[昭和30(1955)年 自由党+日本民主党→自由民主党]

昭和31(1956)年3月 清瀬一郎文相、道徳教育のあり方について教育課程審議会に諮問

昭和32(1957)年12月 教課審「道徳教育の基本方針」

昭和33(1958)年3月15日 教課審、教育課程全般の改善について答申

①「道徳」の時間を毎学年、毎週1時間以上設ける ②教科としては扱わず

18日 文部省事務次官通達「小学校・中学校における『道徳』の実施要領について」

昭和33年度から「道徳」を特設する

「学校における道徳教育は、本来学校教育の教育活動全体を通じて行うことを基本とする。従来も、社会科をはじめ各教科その他教育活動の全体を通じて行ってきたのであるが、広くその実情をみると、必ずしもじゅうぶんな効果をあげているとはいえない。このような現状を反省して、ふじゅうぶんな面を補い、さらに、その徹底をはかるため、新たに『道徳』の時間を設ける。」

…他の教育活動の道徳指導を「補充し、深化し、統合」する

8月 学校教育法施行規則改正、『学習指導要領 道徳編』

各教科(中学校では必修教科、選択教科)、道徳、特別教育活動及び学校行事等で教育課程を編成する

小学校では、基本的行動様式、道徳的心情・判断、個性伸長・創造的生活態度、民主的な国家・社会の成員としての道徳的態度と実践意欲の4つの目標の下に、36項目(そのうち26項目は各学年段階の指導内容を括弧書き)の内容を位置づける。中学校では基本的行動様式、道徳的心情・判断、民主的な国家・社会の成員としての道徳性の発達の3つの目標の下に21項目の内容を掲げる

9月 『小学校／中学校 道徳指導書』

昭和34(1959)年7月 教育職員免許法改正…「道徳教育の研究」必修に

昭和38(1963)年6月 荒木万寿夫文相「後期中等教育の拡充について」中教審に諮問

7月 中教審第19特別委員会(高坂正顕主査)設置

昭和40(1965)年 中間草案発表、高坂正顕『私見 期待される人間像』

昭和41(1966)年10月 中教審第19特別委員会「期待される人間像」答申

昭和43(1968)年 『小学校学習指導要領』改訂…4つの柱削除、内容32項目(全てに括弧書き)

昭和44(1969)年 『中学校学習指導要領』改訂…内容13項目、2つずつの観点

昭和52(1977)年 『小学校／中学校 学習指導要領』改訂

小学校では目標に「道徳的実践力の育成」を加え、内容は28項目に。中学校では「人間性の理解」「自律性の確立」→「人間の生き方についての自覚」「道徳的実践力の育成」、内容16項目(全てに括弧書き)。

平成元(1989)年 『小学校／中学校 学習指導要領』改訂(小学校は平4年度から、中学校は平5年度から実施)

目標に「生命に対する畏敬の念」「主体性のある」日本人、が加わる。小学校低学年14、中学年18、高学年22、中学校22の内容項目を4つの視点から整理・再編成

平成10(1998)年 『小学校／中学校 学習指導要領』改訂(平14年度から実施)

教科の学習内容と授業時数の大幅な削減(いわゆる「ゆとり教育」)

「総合的な学習の時間」を設ける

「道徳性」＝「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度」

「校長をはじめ全教師が協力して道徳教育を展開する」ことを明記

内容項目では、小学校低学年で「郷土の文化や生活に親しみ、愛情をもつ」、中学年で「国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ」、高学年で「真理を大切にす

る」が付け加えられる。中学校では「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」と「公德心および社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める」が分化

平成14(2002)年 『心のノート』を配布…道徳教育を充実させるための冊子として

平成18(2006)年 教育基本法改訂、公布施行

教育の目的＝人格の完成

教育の目標＝「道徳心」「創造性」「自律の精神」、生命尊重、伝統文化尊重、郷土や国を愛すること

平成19(2007)年 学校教育法改訂・公布

平成20(2008)年 『小学校／中学校 学習指導要領』改訂(小学校は平23、中学校は平24年度から実施)

授業時間増加

小学校5・6年に「外国語活動」を設ける

「道徳」の時間を道徳教育の「要」に位置づける

「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師」（道徳教育推進教師）を置く

内容項目は、小学校低学年で「働くことのよさを感じて、みんなのために働く」、中学校で

「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる」と、「寛容の心」という文言を追加

平成25(2013)年 「道徳教育用教材」として『私たちの道徳』を配布

…『心のノート』の全面改訂として

[平成24(2012)年 第二次安倍晋三内閣発足]

平成25(2013)年 教育再生実行会議、いじめ防止対策推進法

「道徳教育の充実に関する懇談会」が「特別の教科・道徳」を提言

平成29(2017)年 『小学校／中学校 学習指導要領』改訂（小学校は平30、中学校は平31年度から実施）

「修身科」と「道徳」とでは、内容は大きく変わっています。とくに、明治後期以降の修身科がよりどころにしていた教育勅語の失効により、忠君愛国等の徳目はなくなり、民主主義的な内容になりました。

しかし、授業の形式、すなわち授業の構造や教育方法は、それほど変わっていません。国定教科書は検定教科書になりましたが、その中心はなお読み物資料の読解であり、これは江戸時代以来の口授・講話の伝統を引き継いでいるようにも見えます。

ですが、そもそも、読み物資料の読解を中心とする授業は、道徳教育の方法として、他のいかなる授業よりも効果的であると実証されているのでしょうか？他の授業法との比較検討がなされた上で、読み物資料中心の授業法が選択されたのでしょうか？

第1節で述べたように、行為や生き方の「すじ」を見つけ、自分のものとして身につけることは、児童・生徒・学生自らが、さまざまな「事例」に即して考えることを通して達成されます。しかしながら、「修身」や「道徳」の教科書に掲載されている読み物資料は、新聞記事やニュース・ドキュメンタリー等のマスメディア報道、小説やノンフィクション等などに比べ、「事例」を提示する資料としては不十分な情報しか示されていないものが多いです。

「事例」はつねに、作り手によって語られた「物語(story, history, narrative)」によって提示されます。しかし、「物語」は一つの解釈にすぎず、出来事自体としての「事例」そのものは、つねに「物語」を超えています。さらに、一つの解釈にすぎない「物語」ですら、さまざまな「道徳的価値」を含んでおり、そこに一つの「価値」だけに対応させるのは無理があります。

また、「国民の育成」を目的とする日本国公認学校道徳教育は、国の存在を自明の出発点にしています。「道徳」は、人が国から生まれ、国のなかで生き、国のなかで（ときには、国のために）死んでいくことを前提にしています。した

がって、「道徳」は国のあり方や、人と国の関係を問うことができません。しかし、国のあり方や、人と国との関係にこそ、しばしば深く考えなければならない「道徳的問題」が含まれています。

にもかかわらず、「道徳」は国という存在について、素朴な「共同体主義」に立っているだけです。

「我が国」や「国」とは、政府や内閣などの統治機構を意味するものではなく、歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化などからなる歴史的・文化的な共同体としての国を意味するものである。

(『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017[平成 29]年 7 月、p. 61)

ちなみにこの文言は、安倍晋三・現首相の以下の文言によく似ています。

ここでいう国とは統治機構としてのそれではない。悠久の歴史をもった日本という土地柄である。

(安倍晋三『新しい国へ』[美しい国へ・完全版]、文春新書、2013 年、p. 100)

4. 「特別の教科 道徳」における評価はどのように行うべきか？

日本国公認学校教育は「道徳教育」を「学校の教育活動全体を通して」行ってきました。

そこで、通知表には「あいさつができる」「規則正しい生活をする」「忘れ物をしない」「友人と仲良く過ごす」というような、児童生徒の生活態度等に関する所見が記載されることがあります。また、指導要録には「行動の記録」として、「基本的な生活習慣」「健康・体力の向上」「自主・自律」「責任感」「創意工夫」「思いやり・協力」「生命尊重・自然愛護」「勤労・奉仕」「公正・公平」「公共心・公德心」といった項目に関し、十分に満足できる場合は丸印をつけるなどが行われています。

これらの所見は、道徳教育に関連して行われる、児童生徒の評価とみなすことができます。つまり、「道徳教育」の評価は、これまでも行われてきたのです。「特別の教科・道徳」になって初めて「道徳教育」に関し児童生徒の評価がなされるわけではありません。

「特別の教科・道徳」の評価は、「道徳」の時間に児童生徒が行った「学習活動」に即して、その児童生徒を「励ます」ように行う、と文部科学省は述べています。

小学校学習指導要領（2017[平成 29]年 3 月告示）

第 3 章 特別の教科 道徳

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必

要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

「児童の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる」
「特に、学習活動において児童が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。このことは道徳科の目標に明記された学習活動に注目して評価を行うことである」

(『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017[平成 29]年 7 月、pp. 109, 110)

「道徳科の目標に明記された学習活動」とは、学習指導要領の第 3 章「特別の教科 道徳」の第 1「目標」の「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して」(小学校)「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して」(中学校)という文言にある 4 つの活動、すなわち

- ・道徳的諸価値について理解する
- ・自己を見つめる
- ・物事を多面的・多角的に考える(中学校では「広い視野から」)
- ・自己の生き方(中学校では「人間としての生き方」)についての考えを深める

を指します。これらに関してどのような成果があったかを、評価の文言として書けばよいのです。

講習名

道徳教育 ～「道徳」と人権教育～

開講日

平成 30 年 8 月 10 日(金) 2 限目

担当者名

土屋 貴志

■概要

道徳哲学（倫理学）の視点から、「道徳」と人権教育の統合可能性について考察します。

■参考文献、参考資料など

文部科学省「人権教育」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/index.htm

法務省「人権に関する資料など」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_shiryu.html

外務省「人権外交」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>

土屋貴志「人権とはなにか？—哲学・思想史の視点から— ①お互いの人権を侵害しないという約束～社会契約」（2017年じんけん SCHOLA [市民のための人権大学院] 講座スライド）

http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/user/tsuchiya/gyoseki/presentation/2017schola_jinken_1.pdf

土屋貴志「人権とはなにか？—哲学・思想史の視点から— ②国とはなにか～憲法の役割」（同上）

http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/user/tsuchiya/gyoseki/presentation/2017schola_jinken_2.pdf

■留意点

授業はテキストに関する質疑応答を中心に行います。テキストの内容を改めて講義することはありません。

事前にこのテキストをよく読み、わかりにくい箇所や疑問に思う箇所にするしを付け、質問をメモして、授業中に発表できるようにしてきてください。

とくに、「特別の教科・道徳」は人権教育と統合できるか、できるとすればどのようにしてか、という点について、よく考えてきて下さい。

■講習内容

1. 人権教育とはなにか

人権教育の目的は、本来の道徳教育と同様に、「人」を育てることにあります。人権教育は、誰でも生まれながらにして持っている「人権」について教えます。

人は「日本国民」である前にまず「人」です。日本には、日本国籍をもたず「日本国民」ではない人たちが沢山います。日本国憲法第 11 条は「国民」に、基本的人権の享有をうたい保障していますが、日本国民でないからといって基本的人権が保障されなくてよいわけではありません。

また、日本にいて日本国籍をもたない人たちの子どものほとんども、日本の

学校教育法に基づく学校に通っています。日本国憲法は「教育を受ける権利」を「国民」に認めており、日本国公認学校教育は教育基本法に基づき「国民の育成」を目的としています。しかし、だからといって、日本国民でない子どもたちに教育を受ける権利がないわけではありません。

人権教育は、日本国民であろうがなかろうが、あらゆる人に対して行われる「人の教育」です。その意味で人権教育は日本国憲法を超えています。人権教育の根拠は、一国の憲法や法制度にあるのではなく、「世界人権宣言」など、「人」に例外なく適用される普遍的な文書にあります。

さらに、人権教育は、国のあり方や、人と国の関係をも問題にします。そもそも人権は、国や統治のあり方を問うための概念として、西洋の思想史に登場したともいえます。人権思想の根幹には「人権を護らない国や統治に正当性はない」という考え方があります。人権教育にとって「国」とは、人々の人権を護るべき「統治機構」にほかなりません。日本国公認学校道徳教育のように「歴史的・文化的な共同体」としてその存在が自明視されるわけではありません。

人権のうちで最も根本的なのは、生存権です。人は生きているからこそ、他のさまざまな人権を必要とします。人権の理論である「人権論」の根底には、「私は（あなたは）生きていていいんだ」という考えがあります。

思想の歴史を見れば、人権論は、一人ひとりの人権を守るために「それぞれの人権を互いに侵害しない」という約束（社会契約）を結びあう、という考え方（社会契約説）から出発しています。社会契約説によれば、国は人々にその約束を守らせる（こっそり社会契約を破り抜け駆けするような者が出ることを抑制する）ために作られます。国は第一に、人々が結びあった「それぞれの人権を互いに侵害しない」という約束が、しっかり守られるようにするためにあります。

人権論において、国はあくまでも、人々によって、人々のために、作られるものです。国のために人々が命を捧げるようなものではありません。いわば「人のために国がある」と考えます。これは、日本国公認学校道徳教育が依って立つ「共同体主義」がしばしば「国のために人がある」と考えるのとは正反対です。

日本における人権教育の法的根拠は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法、平成12〔2000〕年）にあります。そして「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定により策定、平成23年4月1日閣議決定により改訂）に従い、学校教育だけでなく、社会教育や生涯教育としても取り組まれています。人権教育・啓発推進法の定義によれば、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のことを指します。これに対し「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めること

を目的とする広報その他の啓発活動」が「人権啓発」です。人権教育は学校教育や社会教育として文部科学省が管轄するのに対し、人権啓発は法務省が人権擁護事務として管轄しており、地方公共団体や民間団体・企業などによっても担われています。

人権教育の目標や課題は日本国公認学校道徳教育よりも具体的で、家庭や地域、関係機関等との連携や校種間の連携も求められています（たとえば、文部科学省・人権教育の指導方法等に関する調査研究会議『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕』指導等の在り方編、2010年、第Ⅱ章第1節「3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携」）。

「人」を育てることを目的とする人権教育は、「国民」を育てることを目的とする日本国公認学校道徳教育よりも広い範囲に及びます。「人」の範囲は「国民」の範囲よりも広いので、日本国公認学校道徳教育の範囲は、人権教育の範囲の中に収まることとなります。実際、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の中には、道徳教育を人権教育の一環に位置づけていると受け取れる文言もあります。

人権教育・啓発に関する基本計画（平成 23〔2011〕年）

第4章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

ア 学校教育

[中略]

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

「道徳」を「特別の教科」にする動きのきっかけは、学校における「いじめ」の問題でした。しかしながら、「道徳」すなわち日本国公認学校道徳教育を充実させていけば、いじめをなくせるでしょうか？

上杉聰によれば、「いじめ」の典型である「シカト」（無視）と「パシリ」（使い走り）は、差別の典型的な形態でもあります。被差別部落出身者は「社会外」の存在として、外国人は「国民でない」存在として、障害者や高齢者は「壮健でない」存在として、女性（woman）は「人（man）でない」存在として、しばしば「シカト」され、社会の主流の（部落出身でない・国民である・壮健な・男である）人々が嫌がってやらない仕事を「パシリ」させられてきました。これらが「差別」であり、こうした差別をなくそうとする「反差別教育」が人権教育です。つまり、人権教育こそ、いじめ問題に正面から取り組む教育になります。「いじめ」はまさしく人権侵害であり、人権教育の第一目的は人権侵害をなくすことにあるからです。

これに対し、「心身ともに健康な国民の育成」を目的とする「道徳」すなわち日本国公認学校道徳教育は、いじめ防止にも使えるかもしれないが、いじめを

なくすことを第一目的にはしていません。

「道徳」がいじめ問題に取り組むのは、いじめをする人は「心身ともに健康な国民」でないからということになりますが、これでは「国民」ではない外国籍や無国籍の人々が、取り組むべき対象から外されてしまいます。

また、「道徳」が示す「道徳的諸価値」のために、かえっていじめが生じる可能性もあります。たとえば、「家族愛、家庭生活の充実」の強調は一人親や厳しい家庭環境に置かれている子どもを、「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の強調は外国に国籍やルーツのある子どもを、「感動、畏敬の念」の強調は特殊な感受性をもつ子どもを、それぞれいじめの標的にしてしまうかもしれません。

文部科学省は、こうした子どもたちにも十分に配慮した上で「道徳」を教えるよう求めています（「一人一人の生徒の実態を把握し十分な配慮を欠かさないようにする」『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』平成29年7月、p.53）。しかしながら、そうした配慮をしなければ教えられないということは、そもそも「道徳」の内容が子どもたちの人権に十分に配慮して定められてはいない、ということを示しています。

2. 人権教育は「道徳」として行える

道徳を「特別の教科」にした第一の目的は「とにかく、週1時間、きちんと授業をすること」にあるといわれています。教科書や、文部科学省の示す指導例は、どう授業したらいいか皆目わからない教師に向けられたものであり、いわば「底上げの手段」です。これまで独自の「道徳」授業を開発したり、人権教育を「道徳」の時間に行ってきた教師にとっては、多少なりとも教科書を使わなければならないという制約は課されるものの、工夫の余地は沢山残されています。

「道徳」の年間計画は、これまで通り、内容項目をすべて網羅して並べるなら問題ありません。また、「道徳」の内容項目の言葉で表現しさえすれば、人権教育の内容も「道徳」の内容として通用します。

元来、「道徳」よりも人権教育のほうがカバーする範囲が広いので、「道徳」だけで人権教育のすべての課題を網羅することはできません。しかし、「道徳」の内容項目は人権教育のいずれかの課題に関連づけられるはずで、ということ、人権教育の課題に広く取り組んでいけば、「道徳」の内容項目を網羅することができるわけです。

「道徳」の時間は「特別の教科」になったので、教科書は使わなければなりません。しかし「教科書の使用義務」を定めた学校教育法は、教科書を常時使うことも、全部使うことも、求めてはいません。副教材の使用も教員の裁量に任されています。

学校教育法（2016[平成 28]年 5 月 20 日改正、2017[平成 29]年 4 月 1 日施行）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

たとえば、「道徳」教科書の読み物資料を、人権教育の資料と組み合わせるなどの工夫をすれば、人権教育を「道徳」の授業として行えます。むしろ、これからは、人権教育を「特別の教科・道徳」に活かしていくべきです。

1 時間目に見たように、「特別の教科・道徳（道徳科）」は、教科の一つではなく「教育課程」です（学校教育法施行規則）。「道徳教育」は「特別の教科・道徳」を「要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり」「各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，児童の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと」とあります（学習指導要領第 1 章、第 1 の 2 (2)）。

これに対し、人権教育が取り組む人権問題は教育の「課題」です。教育課程は「容れ物」であるのに対し、課題はその中に入れる「内容」になります。

各教科や「総合的な学習の時間」、特別活動も含め「学校の教育活動全体を通じて」教える内容は、「特別の教科・道徳」の「内容項目」です。しかし、上述のように、「道徳」の内容項目は人権教育の課題に翻訳できますから、教育課程としての「特別の教科・道徳」の中で人権課題に取り組んでも、全く問題はありません。その人権課題を「特別の教科・道徳」の内容項目で表現しておきさえすればよいのです。

文部科学省も、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕』（2010 年）の中で、人権教育の年間指導計画に「道徳」を組み込んだ作成例を提示しています（実践編 p. 11）。これを見ると、人権教育は「道徳」をも含み込み、学校生活全体で取り組まなければならないことがわかります。

事例2:年間指導計画の作成例
○各学年における年間指導計画の作成例
【平成〇〇年度 年間指導計画(総括表)】(略)
【第1学年】～【第5学年】(略)
【第6学年】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語				▼ 人権作文の作成							▼ 平和について	
社会						▼ 江戸時代	▼ 明治維新		▼ 15年にわたる戦争	▼ 暮らしと憲法		▼ 日本とつながりの深い国々
算数	～ 通年； 数を用いた論理的な思考力を養う											
理科	▼ 動物のからだ							▼ からだのつくりとはたらき			▼ 自然の環境	
家庭										▼ 高齢者・障害者と家族		
図画工作			▼ 人権ポスターの作成									
音楽							▼ 世界の音楽に親しむ					
保健体育	▼ 健康な生活と病気の予防			▼ 変化する心と体						▼ 感染症について		
道徳	▼ 人権感覚とは							▼ 尊敬・感謝				▼ 障害者・高齢者の理解
	▼ 礼儀	▼ 公德心		▼ 生命尊重			▼ 公正・公平					
			▼ 思いやり・親切									
特別活動	※ テーマ； 「ふれあいを通して学ぶ」											
学級活動	▼ 最上級生になって	▼ なかまづくり		▼ 障害者理解のアンケート・話し合い			▼ 障害者の方との交流					
児童会活動							▼ 特別支援学校との交流②					
クラブ活動	～ 通年； クラブの活動による異学年間の交流を促進する											
学校行事								▼ 文化祭 (人権作文発表・ポスター展示、ユニセフ学習)				
総合的な学習の時間			▼ 特別支援学校との交流①				▼ 高齢者施設の訪問					
家庭・地域との連携						▼ 人権作文コンクールへの応募			▼ 人権週間			

人権教育において扱うべき内容を、「道徳」の内容項目のような形で示しているものに、たとえば兵庫県の「人権教育の内容構成」があります。これは、全体を4つの「内容」に分け、そのそれぞれに2つずつ、計8つの「重点目標」を立て、それらをさらに2つずつ、計16の「推進項目」に対応させています。

「道徳」の授業を構想する際に、「道徳」の内容項目とこの「人権教育の内容構成」の推進項目を併記していけば、「道徳」で人権教育を行う（人権教育で「道徳」を行う）際の見通しがつけやすくなるでしょう。

〈 内容 〉	〈 重点目標 〉	〈 推進項目 〉
<p>1 人権としての教育</p> <p>すべての人に対して、とりわけ差別や偏見などによって十分に学ぶことができない人に対して学習機会の提供に努め、自己実現を支援する。</p>	<p>(1)自ら学ぶ力の育成</p> <p>学ぶことから疎外された人が、学びに出会い、その素晴らしさを知ることによって、自ら学ぶ力を身につけることを支援する。</p> <p>(2)自己についての肯定的な認識の形成</p> <p>自尊感情の形成を促すとともに、自分と社会についての確かな認識を培い、アイデンティティを確立することを支援する。</p>	<p>ア学びとの出会いの促進 ・識字、基礎学力、民族文化等に関する学習機会の充実</p> <p>イ基礎・基本の定着 ・言語能力・表現力の育成 ・情報活用能力等の育成</p> <p>ア自尊感情の形成 ・自己の生活背景の肯定 ・個に応じた指導方法と評価</p> <p>イ自分と社会についての認識の啓蒙 ・生い立ち・将来の可能性 ・伝統・文化・歴史等の探求</p>
<p>2 人権についての教育</p> <p>生命の尊厳や人権の概念と価値についての認識を培い、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度の育成を図る。</p>	<p>(1)人権意識の高揚</p> <p>生命の尊厳を基礎として、憲法、人権の歴史、平和と人権にかかわる問題、国際的な人権思潮などについての認識を培い、人権意識を育てる。</p> <p>(2)差別解消への態度の形成</p> <p>差別や偏見の不当性とその解消をめざす人々の生き方の学習などを通して、人権問題に積極的に取り組もうとする意欲や態度を培う。</p>	<p>ア生命の尊厳についての学習 ・自然と人間、生命と人権 ・感動体験、身近な生命</p> <p>イ人権の歴史と思想についての学習 ・人権をめぐる歴史 ・憲法と人権関係国際文書</p> <p>ア差別と人権問題についての学習 ・部落差別、障害者差別 ・いじめ、プライバシー等</p> <p>イ人権の擁護とその活動についての学習 ・司法と人権擁護制度 ・国連や人権 NGO・NPO の活動</p>
<p>3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育</p> <p>人権尊重の理念に基づいて、人と人とが豊かに共生していくために必要な資質や技能の育成を図る。</p>	<p>(1)自立向上の精神の育成</p> <p>自立心を育てるとともに、個性や能力を伸ばすことの素晴らしさに気づかせ、仲間と自分とを高めようとする態度を育てる。</p> <p>(2)思いやりの心の育成</p> <p>さまざまな個性をもつ人々との出会いと交流を通して、自他の違いを認め合う態度や豊かな人間関係を築くための資質、技能を身につけさせる。</p>	<p>ア「市民意識」の醸成 ・自己決定、自立心、責任 ・問題発見・解決能力の育成</p> <p>イ個性・能力の伸長 ・選択肢の多い教育活動の展開 ・自己実現への展望、自己評価</p> <p>ア人間関係の活性化 ・人権尊重とルールやマナーとの関係の理解 ・異なる存在との交流とコミュニケーション力</p> <p>イ社会参加の促進 ・ボランティア・コミュニティ活動への参加 ・地域への教室進出、開かれた学校</p>
<p>4 学習者の人権を大切にされた教育</p> <p>教育指導や学習の環境が、学習者の人権を尊重したものとなるよう、「児童の権利に関する条約」等の趣旨もふまえ、その充実に努める。</p>	<p>(1)一人一人を大切にされた教育指導</p> <p>学習者の興味や関心などに応じて、自主的、主体的な学習を促す教育指導に努める。</p> <p>(2)学習環境と条件の充実</p> <p>学習者の個性と能力を伸ばさせるため、学習環境と条件の充実に努める。</p>	<p>ア学習者の権利と責任の重視 ・興味・関心に応じた学習活動 ・学習集団の育成と規範意識</p> <p>イ個を生かす集団の育成 ・相互受容的な人間関係の醸成 ・自発的・自治的活動の活性化</p> <p>ア指導者の人権意識の向上 ・子どもたちをより深く理解する視点 ・隠れたカリキュラムの見直し</p> <p>イ教育条件の整備 ・弾力的な教育課程の編成 ・学習環境・設備の充実</p>

※「人権教育基本方針」（兵庫県教育委員会 平成 10 年 3 月策定）で示された 4 つの内容について整理した資料です。

講習名

道徳教育 ～「道徳」授業案の検討～

開講日

平成 30 年 8 月 10 日(金) 3 限目～

担当者名

土屋 貴志

■概要

事前に受講者自身が作成し持参した「道徳」の授業案を、受講者同士および全員で検討します。予定している手順は以下のとおりです。

まず 3～4 人のグループに分かれて、それぞれのグループメンバーの授業案に対して相互にコメントし、グループから発表する授業案の優先順位をつけます。次に、各グループから、最も優先順位の高い授業案を発表してもらい、講師および受講者全員で検討してコメントをつけます。各グループからの発表が一巡したら、次に優先順位の高い授業案を発表し、全員で検討してコメントします。

時間の許す限り、皆さんが持参した授業案を、できるだけ多く全員で検討できればと考えています。

■修了認定試験のポイント

講師の授業案例（本テキスト 34 頁以下）や参考文献（32 頁）等を参照した上で、作成要領に従って「道徳」の授業案を作り、当日必ず各自一つずつ持参して、1 時間目開始前のオリエンテーション時に提出して下さい。事務局で、すべての授業案を綴じた冊子を午前中に作成し、2 時間目終了時に配布します。

17 時まで授業案の発表検討会を行い、実技考査とします。修了認定試験は実技考査をもって代えます。授業案を持参しない場合は実技考査を受けられず、修了認定されません。

提出された授業案は、検討会での発表および受講者相互のコメントを参考にしながら講師が評価し、午前中の講義での受講姿勢等も加味した上で、修了認定試験の成績を算出します。

講師による評価のポイントは以下のとおりです。

・自分で作成した授業案か

指導書・参考書等から丸写し（コピー＆ペースト）したのではなく、自分で作成した授業案であること。教科書や指導書・参考書等の授業案をアレンジしてもかまいませんが、その場合には、必ず元の授業案の出典（著者名、書籍や雑誌のタイトル、出版社、出版年〔雑誌の場合は年月と巻・号〕、ページ。ウェブサイトの場合は作者名、タイトル、URL、閲覧日）を記載してください。出典の記載をせずに丸写しした場合は盗用とみなされます（下記「留意点」参照）。

・作成要領に則っているか

- ・授業の目的（ねらい）が明確で、かつ対象者に適しているか
- ・目的（ねらい）を達成できる授業内容（発問、指示等）になっているか
- ・道徳を「教え込む」のではなく、道徳について考えさせる授業になっているか

【授業案の作成要領】

授業案には、必ず以下の項目を記載してください。

●授業のタイトル

●対象者：

特定学年、もしくは幼稚園・小学校低学年・中学年・高学年・中学校・その他の別を、自分で設定してください。

●授業回数（数回にわたる場合は何時間分か）

●1回あたりの授業時間（分）

●授業の目的（「ねらい」）：

この授業を受けた対象者に、何をどのように考えさせるか

●目的設定の理由：

その「ねらい」を設定するのはなぜか

●対応する小学校または中学校学習指導要領の内容項目：

本テキスト7～13頁参照。幼稚園児を対象とする場合には本テキスト4頁の「幼稚園教育要領」第1章・第2・3の(4)「道徳性・規範意識の芽生え」に記載された事項のうちから選んでください。高校生以上を対象とする場合には中学校学習指導要領の内容項目から選んでください。

●対応する兵庫県「人権教育の内容構成」推進項目（本テキスト28頁参照）

●授業で使う資料とその出典：

資料（ワークシート、ノート等も含む）は授業で使うものをそのまま添付し、出典を記載してください。

なお、読み物資料（物語）を使う場合は、切り貼りしたり、分割して提示したり、一部のみを使ったり、穴埋め箇所を作ったりしてもかまいません。その場合には、授業の中で使う部分のみを、どのように使うのかわかるように添付して下さい。

●授業の流れ：

発問、資料提示、授業対象者の活動、予想される授業対象者の反応などを、他の人でも再現可能な(誰でも真似して実施できる)ように書いてください。

授業案の作成要領について質問がある場合は、8月7日までに、土屋の電子メールアドレス tsuchiya@lit.osaka-cu.ac.jp へ、直接メールにて問い合わせてください。

8月8日以降の質問、および講師へのメール以外による質問には応じられません。

★読み物資料を用いる場合に推奨する授業づくりの手順

1. まず資料ありき

教科書や副読本に収録された読み物資料（物語）には、あらかじめ特定の内容項目が紐づけされていることが多いです。しかし、資料の物語自体は、その内容項目以外にも、さまざまな問題を提起する情報を含んでいるものです。

にもかかわらず、特定の内容項目を念頭に置いて資料を読むと、それ以外の問題が見えなくなります。そして、その内容項目のみを念頭に置いた授業では、受講者にもそうした読み方を強制し、多様な読み方を拒絶することになります。

まず、教科書等に設定されている内容項目は棚上げし、資料はどのような問題を提起するのか、虚心に精読してください。

2. 資料が提起する問題を絞り込み、解決策の方向を正確に捉える

資料が提起するさまざまな問題のうち、受講者に問いかけたい本質的な問題を絞り込みましょう。そして、その問題を解決していく方向を、正確に捉えましょう。

これは授業の目的（「ねらい」）を定める段階であり、どんな授業になっていくかを定める最も重要な作業です。また、教員の見識が問われるところでもあります。

目的が不適切な授業は受講者に有害であり、行うべきではありません。また、目的が不明確な授業は、行っても意義は薄く、時間の無駄になりますから、やはり行うべきではありません。

3. 受講者が自分の問題として捉えられるようにする

「ねらい」を達成するためには、受講者にどのように働きかけるのが最も効果的かを考えます。授業の目的（「ねらい」）を達成できるかどうかは、その授業を評価する重要な基準の一つです。目的を十分に達成する授業は、手段（方法）として優れた授業といえます（もちろん、いくら効果的で手段として優れていても、肝心の目的が不適切であれば、有害な授業ですから行うべきではありませんが）。

その際、授業で提起された問題は自分の生活や生き方にもあてはまる問題だと、受講者に受け止めさせることが重要です。資料がフィクショナルな物語ならば、今日の現実の出来事に類比させるなどのヒントを与える必要があります。

また、一つの資料だけでは、受講者が授業の主要問題を考えるための情報が足りない場合や、問題を考えさせる上で他の視点を示したい場合は、補足する副資料を用意します。

4. 内容項目と対応させるのは授業プランが完成してから

授業の構想が固まったら、そこで初めて、その授業の目的（「ねらい」）は、「道徳」の内容項目や兵庫県「人権教育の内容構成」の推進項目のどれと関連するかを考えます。「道徳」の内容項目と対応させることで「道徳」の授業になりますし、「人権教育の内容構成」の推進項目と対応させることで人権教育の授業になります。

大事なのは、最初から内容項目や推進項目を貼り付けて授業を構想してはいけない、ということです。最初から内容項目や推進項目を貼り付けてしまうと、それ以外の「気づき」を許さず、その項目だけに誘導するような授業になってしまいがちだからです。

■参考文献、参考資料など

深澤久『道徳授業原論』日本標準、2004年

佐藤幸司編著『とっておきの道徳授業 15 ～「特別の教科 道徳」時代のオリジナル授業 30 選』日本標準、2018年

桃崎剛寿編著『中学校編・とっておきの道徳授業 13 ～「考え、議論する道徳」35 授業実践』日本標準、2018年

■留意点

※指導書・参考書等から出典を示さずに授業案を丸写し（コピー&ペースト）し、あたかも自分で作った授業案のように見せかけた場合は「盗用（剽窃）」であり、修了認定試験における不正行為に等しいものとみなされます。

教科書や指導書・参考書等の授業案をアレンジする場合には、必ず元の授業案の出典（著者名、書籍や雑誌のタイトル、出版社、出版年〔雑誌の場合は年月と巻・号〕、ページ。ウェブサイトの場合は作者名、タイトル、URL、閲覧日）を記載すること。出典の記載がない場合は盗用とみなされます。

■講習内容

従来、「道徳」の授業はしばしば、その時間に教える内容項目があらかじめ設定され、それに沿って副読本等の読み物資料（物語）を読む、という展開で行われてきました。このような授業では、教員の発問はその内容項目に沿った答えを引き出すために発せられ、受講者は教員の「ねらい」に即した「正答」を言えばほめられることとなります。こうして、受講者の「本音」とは離れた「建前」を発言しあう「つまらない」授業が横行してきました。行う教員にとっても、このような授業は、受講者が「本気」にならない、そらぞらしいものとして感じられます。また、そもそも、そのような授業で身につくものが、本当に「道徳性」や「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」といえるのかどうか

疑われます。

「道徳」が「特別の教科」になり、毎週1時間、年間35時間（小学校1年は34時間）の授業を行わなければならなくなりました。どうせやらなければならないのなら、行う側にとっても受ける側にとっても「つまらない」「楽しくない」授業をやるよりは、少しでも「楽しい」「受講者のためになる」「受講者が本気になる」授業をやったほうがよいでしょう。

そこで、この講座では、教科書や指導書に掲載されている指導案をそのまま教えるのではなく、教員が自分で開発したり改良したりして、本当の意味で「道徳性」を養い、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」を育てる、楽しい授業を作ることを目指します。

以下に、私の授業案をサンプルとして示します。教科書に掲載されている読み物資料（物語）を使いながら、副教材を提示し、その読み物資料（物語）の趣旨をめぐって「考え」「議論する道徳」の授業を構想してみました。

といっても、私は小学校や中学校や高等学校の教壇に立った経験はなく、もっぱら大学生や社会人を教えているので、児童・生徒向けの授業は作れませんでした。ですが、もしこの授業案が、みなさんのような現場の先生方にとって「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める」機会になってくれればうれしいです。

もちろん、これは模範的な授業案ではありません。むしろ、受講者のみなさんに、現場の経験も踏まえながら、どんどん批判し改善提案をしてもらうための「たたき台」として提示します。

みなさんは各自、授業を行う子どもたちや学級の状態を念頭におきながら、自分の経験と力量を十二分に駆使して、楽しい「考え」「議論する」授業のプランを作ってみてください。

【土屋の授業案】

- 「学校は何のためにあるのか？」
- 対象者：学校教員（道德教育に関する研修において）
- 授業回数：1回
- 授業時間：70分（授業後の質疑応答20分を合わせて90分）
- 授業の目的（「ねらい」）：
 - ・学校教育とは何のために行われるべきか？（学校教育の目的は何か？）
 - ・学校教育は国や郷土の発展のために行うのか？学校教育の目的は、国や郷土を発展させる人材を養成することにこそあるのか？
 - ・それとも学校教育は、学ぶ人自身を発展させるためにこそ行われるべきなのか？
 - ・結果的に両者が両立するとしても、第一目的はどちらにおくべきなのか？以上の問題について、受講者自身に考えさせ、自分の考えを整理して自覚させる。
- 目的設定の理由：

この読み物資料「米百俵」は、内容項目「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」（小学校）「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」（中学校）を教える物語として、副読本や教科書に掲載されている。しかしながら、この物語が自明の前提としている「学校教育は国や郷土の発展のために行われる」という考え方は、教育の目的として適切なのか？むしろ学校教育は本来、受講者自身の成長や自己実現のために行われるはずではないか？「国や郷土の発展」という目的と「受講者自身の成長や自己実現」という目的が両立しない場合は、どちらを優先すべきなのか？

これらは、国公認学校教育の意義を問う最も根本的な問題であり、教育哲学や教育史において論争を呼んできた問題でもある。学校教育を受けている当事者である生徒・学生や、学校教育を行っている教員は、必ず考えておくべき問題である。
- 対応する学習指導要領の内容項目：

中学校〔真理の探究、創造〕

「真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること」（「学校教育の目的は何であるべきか？」という問いは教育哲学的な問いであり、哲学は真理の探究である。

小学生を対象とはしないが、小学校で行う場合には、高学年〔真理の探究〕（「真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと」に対応する）
- 対応する兵庫県「人権教育の内容構成」推進項目：

2 人権についての教育 (1)人権意識の高揚 イ 人権の歴史と思想についての学習

4 学習者の人権を大切にした教育

(1)一人一人を大切にした教育指導 ア 学習者の権利と責任の重視

(2)学習環境と条件の充実 ア 指導者の人権意識の向上

●授業で使う資料とその出典

資料1「米百俵」(学校図書『小学校・道徳6年』)

資料2「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」(1989年国連総会で採択、日本は1990年署名・1994年批准)第28条(外務省訳)

●授業の流れ：

【発問1】みなさんは、今日、何のために、この授業に参加していますか？

挙手させるか、または指名して、数人に答えさせる。
(予想される受講者の応答)「道徳をどうやって教えるか知りたい」「研修を課されたため」など

【発問2】みなさんが勉強をするのは、何のためでしょうか？

挙手させるか、または指名して、数人に答えさせる。
(予想される受講者の応答)「知識を増やすため」「自己研鑽のため」「昇進のため」「社会に貢献するため」「楽しいから」など

《指示1》「米百俵」(資料1)を読んでみましょう。

各自黙読させるか、または輪読させる。

【発問3】虎三郎が、見舞いの百俵の米をお金に換え、学校を建てるのは、何のためですか？

挙手させるか、または指名して、数人に答えさせる。
資料1には虎三郎の言葉として「[戦いに敗れた]本当の原因は、わが藩に人物が乏しかったためだ」「一日も早く、人物を養成することに力を注がなければならない」「すぐれた人物を養成しようと思うのだ」とあるので、これを正確に読み取らせる。

《指示2》次の資料(資料2、子どもの権利条約第28条)を読んでください。

挙手させるか、または指名して、数人に輪読させる。

【発問4】子どもの権利条約では、教育は誰のためだと言っているのでしょうか？

挙手させるか、または指名して、数人に答えさせる。

資料2の第28条第1項には「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成する」とあり、それ以下でそのための措置が定められているので、「子ども本人のため」という応答を引き出す。

【発問5】小林虎三郎は、学校を建て教育を行うのは、何のためだと言っていましたか？

挙手させるか、または指名して、数人に答えさせる。

発問3の発展で、「藩を立て直すため」という応答を引き出す。

【発問6 [主発問1]】教育は（最終的には）何のために行うべきなのでしょう
か？

挙手させるか、または指名して、数人に答えさせる。

主に「子ども本人のため」と「国や郷土を発展させる人材を育成するため」という二つの応答を引き出す。

【発問7 [主発問2]】あなたの考えは、小林虎三郎と、子どもの権利条約の、
どちらに近いですか？

またそれは、なぜですか？

5分間、各自で考えさせる。

《指示3》いつも一緒にいる友達がグループ内にいないように、また、男女両
性で構成されるように、4人組を作りましょう。

グループ内でお互いに自分の考えを発表して、話し合ってみましょう。

10～15分間グループ内で話し合う。

（予想される受講者の応答）「学校は、子ども本人のためでもあり、国や郷土を発展させる人材を育成するためでもある。両方とも重要」「どちらかということ子ども本人のためであるべきでは」「住民の税金を使っている公教育である以上、国や郷土に貢献する人材を育成するのは当然」「国や郷土のためを考えず、子ども本人のための教育をするなら、国税や住民税を使わない、私立の学校で行うべき」「国や郷土は国民や住民のためにあるのだから、公教育も国民や住民のために行われるべき。税金も国民や住民本人のために使われるべきものはず」など

《指示4》グループで話し合っ自分考えたことを、各自ノートに書きま
しょう。

10分程度で、各自ノートに書く。

長岡藩は、明治維新の戦いで、幕府方に加わった。しかし、官軍と戦って敗れた後は、急速にその力を落としていった。長岡の町は三度も焼かれ、藩の禄高を大きく減らされてしまったのだ。藩士たちの生活は、あつという間に苦しくなり、ついに、その日その日の食べ物にも困るほどになった。

明治三年(一八七〇年)の春のことである。

長岡藩と親類付き合いをしていた三根山藩から、長岡藩に、百俵の米が送られてきた。

「おおっ、これで久しぶりに米が食えるぞ。」

藩士たちは、おどりがちで喜んだ。ところがその時、藩の大参事、小林虎三郎が、思いもよらぬことを言いだした。

「この米は分配せずに金にかえ、その金で学校を建てよう。」

これを聞いた藩士たちは、血相を変えておこった。そして、大勢で連れ立って、虎三郎の住まいへおしかけていった。



「大参事、このたび三根山藩から送られてきた百俵の米を、我々に分けずには、元りはらって学校を建てるといふのは、三二このことですか。」

と言うなり、ぬいた刀を、ずぶりとたたみにつきさした。虎三郎は、その藩士をじつと見た後、厳しい声で言った。

「わしは、わしの考えを、順を追って話そうとした。それなのに、少しも聞こうとせず、刀までぬいた。わしは、刀に返答するいわれはない。」

雨混じりの強い風が、ガタツと戸をゆする。

「えい、こくなったら、大参事といえども許さぬぞ。」

顔を真っ赤にした藩士たちが、虎三郎に切りかかろうようになった。

「待て、待て。返事も聞かずに切ってはならない。」

藩士の一人、三左衛門が、あわてておしとどめ、虎三郎とひざがふれるほど近づいてすわった。

「大参事、あなたは、どうしても学校を建てるとおつもりか。」

「そのとおりだ。君たちが食えないというから、わしは学校を建てると決心をしたのだ。」

「食えないから米を分けるというのなら話が分かります。食えないから学校を建てるとは、まるで、りくつに合わないではありませんか。」

「りくつに合っていたらどうする。」

「りくつに合う？　これは不思議だ。では、そのりくつをうけたまわりましょう。」

虎三郎は、きちんとすわり直して話を続けた。

「わが藩の人数は、八千五百人にのぼる。これだけの人数に百俵の米を分けたら、一人当たり、わずか一日分か、せいぜい二日分にしかなるまい。大事なのは、この長岡を立ち直らせるには、どうすればよいかということだ。百俵の米を一日か二日で食いつぶしたら、それでこの長岡が立ち直るのか。」

すると、善内という藩士が、しぼるような声で言った。

「うえ死にしたら、立ち直るところか、元も子もなくなってしまおうではないか。」

虎三郎は、低い、しかし強い口調で、言葉を続けた。

「我々がこんなに食えなくなったのは、戦いに敗れたからだ。しかし本当の原因は、わが藩に人物がとぼしかったためだ。だから、おろかな戦いをしたのだ。ゆえに、一日も早く、人物を養成することに力を注がなければならぬ。そのために、わしは何をおいても学校を建て、育てた人物を養成しようと思うのだ。」

すると三左衛門が、静かに言った。

「しかし、うえ死にしたら、立ち直るところではありません。まず、藩士を救済することです。大参事は、今、藩士たちや、その家族たちがどんなに困っているか、お分かりでないでしょうか。」

「分かっている。わしも、困っている一人だ。しかし、みまいの米など、米なかったと思えば何でもないではないか。学校を建て、人物を養成すれば、百俵の米は、やがて一万俵になるか、百万俵になるか計り知れないのだ。確かに苦しかろう。しかし、どうかこらえてもらいたい。それとも、どうしてもこらえることができないというのなら、君たちの手で切ってもらおう。わしは、元々、命を投げ出すかくこでいるのだから、少しもえんりよはいらぬ。」

虎三郎は、両手をきちんとひざの上におき
ろえて、顔をふせた。しばらくの間、だれ
もが無言だった。と、三左衛門が、すわつ
たまま、虎三郎の前から後ずさりした。そ
して、たたみに顔をすりつけるようにして
いった。

「大参事が、それほどまでに考えておられ
ることも知らず、無礼を働きましたこと
申し訳の言葉もございません。」

他の藩士たちも、同じように頭を下げた。
「わしのりくつが分かってもらえらるなら、
こんなうれいしいことはない。おたがい、
歯を食いしばって生きぬいて、この長岡
をよみがえらせようではないか。」
虎三郎の言葉は、しだいにみだにうる
んでいった。

＊(1) 板 米を計る単位。一俵は六十キログラム。
＊(2) 大参事 明治時代初期の官職。乳在の副知事。

山本右三 作 『若白旗』より 山崎正夫 絵

資料2 「子どもの権利条約」(児童の権利に関する条約、外務省訳)

第28条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
- (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
- (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。